

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

京田辺市長 上村 崇

市町村名 (市町村コード)	京田辺市 (262111)
地域名 (地域内農業集落名)	普賢寺 (多々羅・普賢寺・水取・天王・打田・高船)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

山間部に位置する4地区については、83.Oha基盤整備が行われたが、他の地域については農用地の集団化が困難な地域で、大規模な農業基盤整備事業の実施することは困難な地域である。鳥獣害を受けやすい地域であることから、先進地の取組などを積極的に吸収し、地域ぐるみで鳥獣害を防ぐ体制を目指す。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備が行われた地区については、水田を中心であるが、維持管理がなされている。また、高付加価値を付けることが出来れば地域振興を図れる可能性があることから、モノ消費からコト消費への農業の構造の転換を探っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	256 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	152 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域に加え、既に利用権設定が行われ、将来的に農業の継続が見込まれる農用地を中心に、設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者や新規就農者を中心に圃地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

令和7年5月10日公告予定の農用地利用集積促進計画で、利用権が設定される農業振興地域内の農地を加える。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

地域における農業の将来の在り方の実現に向けて、農地中間管理事業を活用する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

圃場整備未整備地区において、担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を検討する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

兼業農家やホリデーファーマー、半農半Xが、地域農業の担い手となっていけるよう地域での話し合いを継続していく。

令和7年5月10日公告予定の農用地利用集積促進計画等により、新たに地域内の耕作者を「地域内の農業を担う者一覧」に加える。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

国庫事業や京都府事業を活用し、共同化、集約化のためのハード整備を進めていく。

また、フラッグシップ輸出産地(宇治茶部会を中心とした輸出産地)として、輸出にも取り組んでいく。

地区ごとに圃場の点検や研修、先進地視察を進め、地域ぐるみで鳥獣害対策に取組む。